結　所　得　金　額－（別表七の二「13」＋「14」））　(1)」」に、「「調　整　前　当　期　控　除　額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二付表「46の①」－（別表七の二付表三「9」＋「21」）－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額）のうち少ない金額）　(11)　」」を「「調　整　前　当　期　控　除　額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二付表「45の①」－（別表七の二付表三「9」＋「21」）－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額）のうち少ない金額）　(11)　」」に改め、同第11号を次のように改める。

3　「連結所得金額控除限度額　(1)×50、65、80又は100/100　(2)　」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　平成29年４月１日以後に開始する連結事業年度で中小連結親法人等連結事業年度（法第81条の９第８項各号に掲げる連結親法人の当該各号に定める各連結事業年度をいう。(1)において同じ。）に該当しない連結事業年度にあつては「、65、80又は100」を消し、平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する連結事業年度で中小連結親法人等連結事業年度に該当しない連結事業年度にあつては「50、」及び「、80又は100」を消し、平成27年４月１日以後に開始する連結事業年度で中小連結親法人等連結事業年度に該当する連結事業年度にあつては「50、65、80又は」を消すこと。

(2)　平成27年旧法第81条の９第８項各号に掲げる連結親法人以外の連結親法人の平成27年４月１日前に開始した連結事業年度（平成27年改正法第17条の規定による改正前の平成23年12月改正法附則第22条第２項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）に規定する各連結事業年度を除く。）にあつては「50、65、」及び「又は100」を消し、その他の連結事業年度で同日前に開始した連結事業年度にあつては「50、65、80又は」を消すこと。

別表七の二付表⑾の表中「個別所得金額仮計（別表四の二付表「46の①」）」を「個別所得金額仮計（別表四の二付表「45の①」）」に改める。

別表七の二付表四の表中「個別所得金額（((別表四の二付表「46の①」）－(7)）又は（(別表四の二付表「46の①」）－(7)－（(別表四の二付表「46の①」）－(4)）×0.2）」を「個別所得金額（((別表四の二付表「45の①」）－(7)）又は（(別表四の二付表「45の①」）－(4)）×（0.5、0.35又は0.2））」に改め、同表の記載要領第１号中「場合又は」を「場合、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第３号(1)ニにおいて「平成27年旧法」という。）第59条第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（震災特例法第25条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により個別損金額を計算する場合で平成27年旧法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当しない場合又は」に改め、同第11号中「((別表四の二付表「46の①」）－(7)）又は（(別表四の二付表「46の①」）－(7)－（(別表四の二付表「46の①」）－(4)）×0.2）　(9)　」を「((別表四の二付表「45の①」）－(7)）又は（(別表四の二付表「45の①」）－(7)－（(別表四の二付表「45の①」）－(4)）×（0.5、0.35又は0.2））　(9)　」に改め、同号(1)を次のように改める。

(1)　平成25年４月１日以後に法第59条第２項に規定する事実が生じた場合、同日以後に租税特別措置法第68条の102の３第１項に規定する政令で定める事実が生じた場合又は同日以後に震災特例法第25条第１項に規定する政令で定める事実が生じた場合にあつては、次に掲げる連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

イ　連結親法人事業年度（法第15条の２第１項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。(1)において同じ。）が平成27年４月１日以後に開始する連結事業年度（「計(1)+(2)+(3)　(4)」の欄の金額が別表四の二付表「45の①」の欄の金額以上である連結事業年度又は連結親法人事業年度が法第81条の９第８項各号（連結欠損金の繰越し）に定める連結事業年度に該当する連結事業年度に限る。）　「又は（(別表四の二付表「45の①」）－(7)－（(別表四の二付表「45の①」）－(4)）×（0.5、0.35又は0.2））」を消すこと。

ロ　連結親法人事業年度が平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する連結事業年度（イに掲げる連結事業年度を除く。）　「((別表四の二付表「45の①」）－(7)）又は」、「0.5、」及び「又は0.2」を消すこと。

ハ　連結親法人事業年度が平成29年４月１日以後に開始する連結事業年度（イに掲げる連結事業年度を除く。）　「((別表四の二付表「45の①」）－(7)）又は」及び「、0.35又は0.2」を消すこと。

ニ　連結親法人事業年度が平成27年４月１日前に開始した連結事業年度（「計(1)+(2)+(3)　(4)」の欄の金額が別表四の二付表「45の①」の欄の金額以上である連結事業年度又は当該連結法人に係る連結親法人が当該連結事業年度終了の時において平成27年旧法第81条の９第８項各号（連結欠損金の繰越し）に掲げる法人に該当する連結事業年度に限る。）　「又は（(別表四の二付表「45の①」）－(7)－（(別表四の二付表「45の①」）－(4)）×（0.5、0.35又は0.2））」を消すこと。

ホ　連結親法人事業年度が平成27年４月１日前に開始した連結事業年度（ニに掲げる連結事業年度を除く。）　「((別表四の二付表「45の①」）－(7)）又は」及び「0.5、0.35又は」を消すこと。

別表七の二付表四の記載要領第11号②中「事実が生ずる場合」を「政令で定める事実が生じた場合」に、「「又は（(別表四の二付表「46の①」）－(7)－（(別表四の二付表「46の①」）－(4)）×0.2）」」を「「又は（(別表四の二付表「45の①」）－(7)－（(別表四の二付表「45の①」）－(4)）×（0.5、0.35又は0.2））」」に改め、同号③中「「又は（(別表四の二付表「46の①」）－(7)－（(別表四の二付表「46の①」）－(4)）×0.2）」」を「「又は（(別表四の二付表「45の①」）－(7)－（(別表四の二付表「45の①」）－(4)）×（0.5、0.35又は0.2））」」に改める。